

## 資料 2

「広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例」（広島市）

## ○ 広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例

平成 14 年 10 月 3 日  
条例第 50 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号。以下「法」という。)第 3 条第 2 項及び第 5 条の規定に基づき、広島市長選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

### (電磁的記録式投票機による投票)

第 2 条 広島市長選挙の投票(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 47 条、第 49 条並びに第 50 条第 3 項及び第 5 項の規定による投票を除く。)については、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区及び佐伯区の区域内の投票区を除き、法第 3 条第 2 項に規定する方法によるものとする。

### (電磁的記録式投票機における候補者の氏名及び党派別の表示方法)

第 3 条 広島市長選挙の候補者の氏名及び党派別(以下「候補者の氏名等」という。)の表示の方法は、電磁的記録式投票機の画面その他の候補者の氏名等を表示する部分(以下「画面等」という。)にすべての候補者の氏名等を同時に表示し、かつ、選挙人が選択した候補者の氏名等を画面等に表示する方法によるものとする。ただし、候補者が多数のため、画面等にすべての候補者の氏名等を同時に表示した場合、選挙人が候補者の氏名等を正確かつ容易に認識することができないおそれがあると広島市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が認めるとときは、次の各号に掲げる方法のいずれかを委員会が指定するものとする。

- (1) 画面等に表示された五十音の中から、電磁的記録式投票機を操作して選択した音で始まる氏名の候補者の氏名等を画面等に同時に表示させる方法
  - (2) 候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより連続的に画面等に順次表示させる方法
  - (3) 数名ごとに分割した候補者の氏名等を、電磁的記録式投票機を操作することにより表示を切り替えて画面等に順次表示させる方法
- 2 候補者の氏名等は、選挙人の申立てにより、視覚障害の場合その他投票管理者が必要と認める場合には、音声により表示することができる。
- 3 前 2 項の表示の順序は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 49 条の 4 の規定により定める順序による。ただし、第 1 項第 1 号に規定する各五十音内の表示の順序は、委員会がそれぞれの音ごとに行うくじで定める順序による。

### (委任規定)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。